

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

12問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述のうち、電波法に規定する定義として、誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第17条(変更等の許可)第1項の規定により □ A □ の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の規定に違反して無線設備を運用した者は、□ B □ の罰金に処する。

- | A | B |
|----------------------------|------------------|
| 1 無線設備の設置場所 | 1年以下の懲役又は100万円以下 |
| 2 無線設備の設置場所 | 1年以下の懲役又は50万円以下 |
| 3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 1年以下の懲役又は100万円以下 |
| 4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 | 1年以下の懲役又は50万円以下 |

[3] 次の記述は、安全施設に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線設備には、□ ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 人体に傷害を与え、又は自然環境を破壊する
- 2 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える
- 3 他の電氣的設備の機能に障害を与える
- 4 無線局の運用に支障を来す

[4] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「A3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものを表示する。
- 2 「F7D」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のものを表示する。
- 3 「G7W」は、主搬送波の変調の型式が位相変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン(映像に限る。)のものを表示する。
- 4 「F8E」は、主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものを表示する。

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、□ A □ 若しくは丈夫な絶縁体又は □ B □ 金属遮へい体の内に収容しなければならない。ただし、□ C □ のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	外箱	接地された	無線従事者
2	外箱	赤色の彩色が施された	取扱者
3	線溝	接地された	取扱者
4	線溝	赤色の彩色が施された	無線従事者

[6] 主任無線従事者とは、無線従事者のうち次のどの者をいうか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 無線局の管理を免許人から命じられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。
- 2 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に無線設備を管理する者をいう。
- 3 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、その長をいう。
- 4 無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作の監督を行う者をいう。

[7] 次の記述は、無線通信の秘密の保護について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□ A □ の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第16条第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその □ B □ を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

□ C □ の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□ D □ がその業務に関し知り得た の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	不特定の	存在若しくは内容	無線通信	無線通信の業務に従事する者
2	不特定の	内容	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者
3	特定の	存在若しくは内容	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者
4	特定の	内容	無線通信	無線従事者

[8] 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 空中線電力を低下しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 その通知に対して直ちに応答しなければならない。
- 4 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。

[9] 次の記述は、総務大臣が行う処分について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□A□以内の期間を定めて□B□の停止を命じ、若しくは第27条の18第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、□C□若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	1箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	1箇月	電波の発射	周波数
3	3箇月	無線局の運用	周波数
4	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

[10] 次に掲げるもののうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合はどれか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 無線従事者としてその業務に従事することがなくなったとき。
- 3 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[11] 無線局の免許人又は登録人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか、電波法及び電波法施行規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 できる限りすみやかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 2 その無線局を告発しなければならない。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知しなければならない。
- 4 その無線局の電波の発射を停止させなければならない。

[12] 基地局の免許状は、掲示を困難とする場合を除き、どこに掲げておかなければならないか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 基地局のある事務所内の見やすい箇所
- 2 通信室内の見やすい箇所
- 3 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 受信装置のある場所の見やすい箇所